解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

北九州市八幡東区平野二丁目一一番一号

株式会社花プランタン

代表清算人　小田　孝幸

解散公告

当社は、平成二十五年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

福岡県北九州市小倉北区船場町三番一〇号

泉開発株式会社

代表清算人　工藤　哲也

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

福岡県北九州市八幡東区松尾町六番五号

有限会社エーワン

清算人　神崎　健

解散公告

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

宮崎県宮崎市中村西三丁目六番二号

特定非営利活動法人健康な身体をつくる会

代表清算人　下宮園　武

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

札幌市白石区川北二条二丁目七番一〇号

財団法人川北会館

代表清算人　山本　章二

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

札幌市南区真駒内柏丘七丁目八番一

財団法人北海道青少年福祉協会

代表清算人　稲垣　利彰

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月二十八日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

宮城県宮城郡利府町神谷沢字長田三五番地一四　利府町神谷沢土地区画整理組合

代表清算人　村上　昭二

解散公告（第一回）

当公社は、設立団体であるひたちなか市議会の議決を経、平成二十五年三月二十七日茨城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

茨城県ひたちなか市東石川二丁目一二番一号

ひたちなか市土地開発公社

代表清算人　黒沢　武男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十二月十七日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

石川県白山市白峰イ六八番地

財団法人白山文化保存顕彰会

清算人　笹木　進

解散公告（第一回）

当法人は、平成年二十五年一月二十四日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

山梨県甲府市北口二丁目六番一〇号

社団法人山梨県情報通信基盤整備協会

清算人　野口　英一

清算人　松田　俊幸

清算人　中村　一政

清算人　杉山　平和

清算人　根津　尚温

清算人　立澤　信紘

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

大阪市中央区本町橋二番五号

財団法人大阪府産業基盤整備協会

清算人　飯尾慎太郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

大阪市東住吉区西今川三丁目三三番四六―三〇一号

財団法人今五児童愛護会

代表清算人　田中　孝昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散致しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

奈良県葛城市長尾八五番地　葛城市教育委員会内

財団法人當麻教育奨学事業団

代表清算人　中川　源司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

広島県山県郡北広島町蔵迫一一五番地二

財団法人蔵迫防災協会

代表清算人　木本　吾作

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月一日、社会福祉法人安芸二葉慈愛協会の設立年月日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

高知県安芸市久世町八番九号

財団法人安芸二葉慈愛協会

代表清算人　山﨑　祐子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年六月二十五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

熊本県天草郡苓北町富岡二四五一番地

宗教法人覺法寺

清算人　富岡　智燈

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十四日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

岩手県下閉伊郡田野畑村島越二〇二番地

社団法人島越自治親交会

代表清算人　工藤　求